

燃料単価取扱規程（案）

特定非営利活動法人 道志村移動サービス（以下「法人」という。）

（目的）

第1条 本規程は、燃料費の算定に用いる燃料単価の取扱いを定める。

（適用範囲）

第2条 燃料単価は、次の算定に共通して用いる。

- （1）利用者が負担する実費のうち、燃料費相当額の算定
- （2）役員・職員・スタッフ等の費用弁償（燃料費精算）の算定
- （3）登録ドライバーが利用者から受領した実費と燃料費との差額を精算する際の燃料費の算定

（燃料単価）

第3条 燃料単価は、理事会で定める。

（見直し）

第4条 燃料単価は、市況の変動等を踏まえ、必要に応じて理事会で見直す。

- 2 変更する場合は、適用開始日を定める。

（周知・適用開始）

第5条 理事会で定めた燃料単価と適用開始日（いつの送迎分から適用するか）は、法人のホームページに記載し、関係者に周知する。

（改廃）

第6条 本規程の改廃は理事会の議決により行う。